

【災害情報】（記者発表）東北地方整備局地震災害情報
（第3報）

平成20年6月14日8時43分の岩手県内陸南部を震源とする地震による、東北地方整備局管内の被害情報等は次のとおりです。

1. 被災情報（11時30分現在の情報）

1) 直轄国道の規制

【宮城県】国道47号 段差発生（7～8cm）片側交互通行

（大崎市 岩出山跨線橋付近）

国道4号 段差発生（5～7cm）（上下線徐行にて通行可能）

（宮城県栗原市築館地内）

【山形県】国道112号 段差発生（15cm程度）（上り車線全面通行止）

（東村山郡中山町）

2) 河川・水質汚染・ダム・海岸

ダム施設 2箇所

（石淵ダム 堤体のゆがみ（目視） 調査中）

（胆沢ダム 国道397号 土砂崩れにより通行止め

下段排水路トンネル呑口土砂崩落によ閉塞（現在掘削中））

3) 港湾

点検の結果、異常なし

4) 国営みちのく杜の湖畔公園

施設・キャンプ場利用者とも被害なし

5) 人的被害

胆沢ダム工事現場において、作業員1名が意識不明の重体

2. 災害対策本部・支部体制状況（11時30分現在の情報）

別紙のとおり

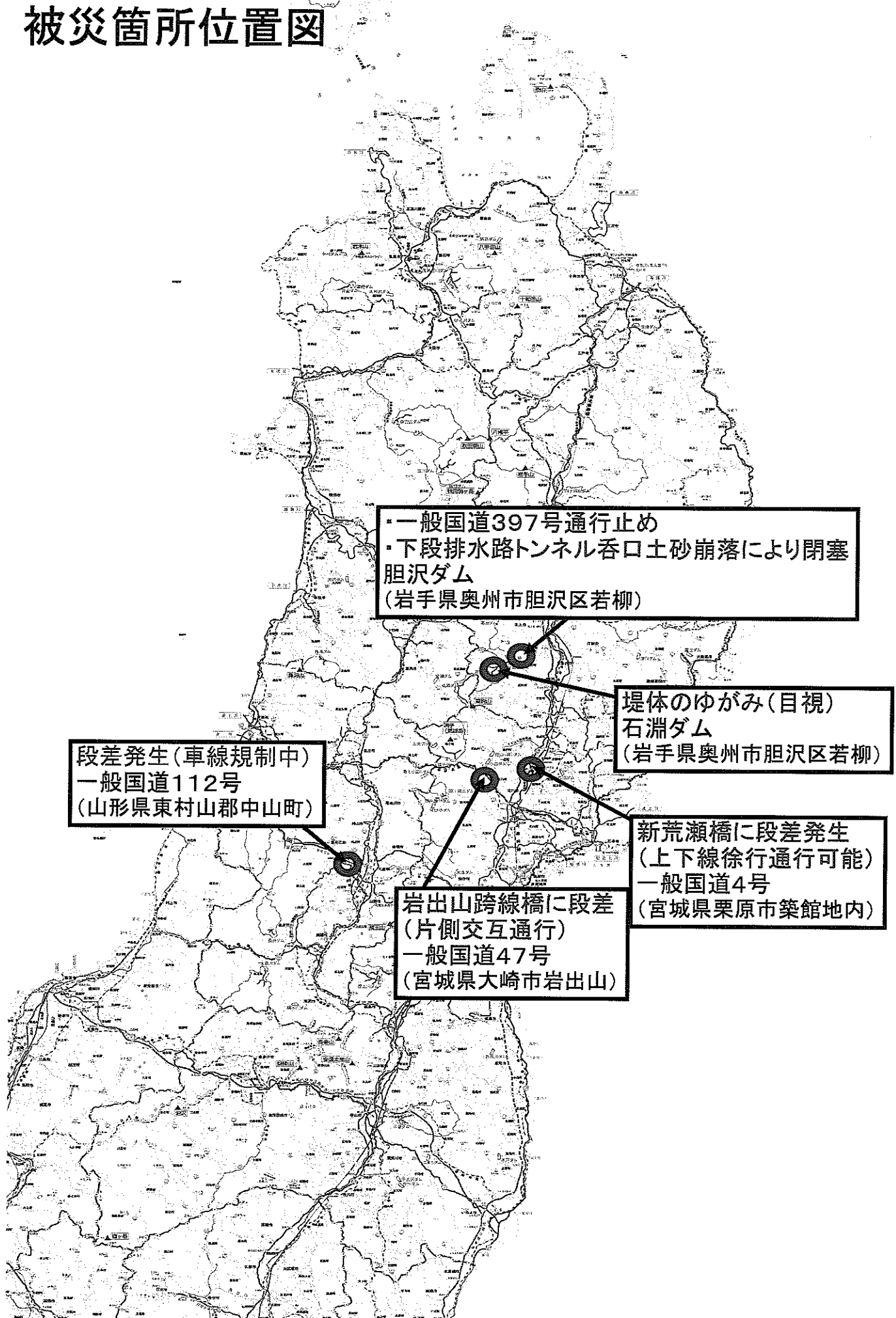
<記者発表先：宮城県政記者会、東北電力記者クラブ、東北専門記者会>

問い合わせ先

東北地方整備局 TEL:022-225-2171(代)

[総括]	企画部	企画調整官	よしだ 吉田	敏晴 (内線3112)
[河川関係]	河川部	河川調査官	くめ 久米	英輝 (内線3513)
[道路関係]	道路部	道路調査官	あべ 阿部	悟 (内線4113)
[港湾関係]	港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課	すずき 鈴木	昭宏 (内線6421)

被災箇所位置図



2. 体制状況（東北地方整備局関係）

6月14日11時30分現在

県名	事務所・管理所名	区分	防災体制状況		
—	東北地方整備局	総括	注意・警戒・非常		
青森県	青森河川国道事務所	河川・道路	注意・警戒・非常		
	高瀬川河川事務所	河川	注意・警戒・非常		
	津軽ダム工事事務所	ダム建設	注意・警戒・非常		
	浅瀬石川ダム管理所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	青森管繕事務所	管繕	注意・警戒・非常		
	青森港湾事務所	港湾	注意・警戒・非常		
	八戸港湾・空港整備事務所	港湾・空港	注意・警戒・非常		
岩手県	岩手河川国道事務所	河川・砂防・道路	注意・警戒・非常		
	胆沢ダム工事事務所	ダム建設	注意・警戒・非常		
	三陸国道事務所	道路	注意・警戒・非常		
	北上川ダム統合管理事務所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	釜石港湾事務所	港湾	注意・警戒・非常		
宮城県	仙台河川国道事務所	河川・道路	注意・警戒・非常		
	北上川下流河川事務所	河川	注意・警戒・非常		
	鳴瀬川総合開発調査事務所	ダム調査	注意・警戒・非常		
	東北幹線道路調査事務所	道路調査	注意・警戒・非常		
	鳴子ダム管理所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	釜房ダム管理所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	七ヶ宿ダム管理所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	東北技術事務所	支援	注意・警戒・非常		
	国営みちのく杜の湖畔公園事務所	公園	注意・警戒・非常		
	塩釜港湾・空港整備事務所	港湾・空港	注意・警戒・非常		
仙台港湾空港技術調査事務所	支援	注意・警戒・非常			
秋田県	秋田河川国道事務所	河川・道路	注意・警戒・非常		
	湯沢河川国道事務所	河川・砂防・道路	注意・警戒・非常		
	能代河川国道事務所	河川・道路	注意・警戒・非常		
	森吉山ダム工事事務所	ダム建設	注意・警戒・非常		
	鳥海ダム調査事務所	ダム調査	注意・警戒・非常		
	玉川ダム管理所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	秋田管繕事務所	管繕	注意・警戒・非常		
	秋田港湾事務所	港湾	注意・警戒・非常		
山形県	山形河川国道事務所	河川・道路	注意・警戒・非常		
	酒田河川国道事務所	河川・道路	注意・警戒・非常		
	新庄河川事務所	河川・砂防・地すべり	注意・警戒・非常		
	長井ダム工事事務所	ダム建設	注意・警戒・非常		
	最上川ダム統合管理事務所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	月山ダム管理所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	酒田港湾事務所	港湾	注意・警戒・非常		
福島県	福島河川国道事務所	河川・砂防・道路	注意・警戒・非常		
	摺上川ダム管理所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	郡山国道事務所	道路	注意・警戒・非常		
	磐城国道事務所	道路	注意・警戒・非常		
	三春ダム管理所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	小名浜港湾事務所	港湾	注意・警戒・非常		
東北地方整備局管内各防災体制別事務所数			18	10	12

ただし、防災体制状況においての各体制の基準は以下のとおり。

体制基準	地震災害時	風水害時
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ・震度4の地震が発生した場合 ・津波注意報が発令された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水の発生する恐れがある場合 ・道路災害発生の恐れがある場合及び通行規制の恐れがある場合 ・高波浪・高潮の発生する恐れのある場合
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱又は5強の地震が発生した場合 ・津波警報（ツナミ）が発令された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水による被害が発生又は発生の恐れがある場合 ・道路に被害が発生した場合及び通行規制を実施した場合、又は、広範囲に道路に被害の発生する恐れのある場合 ・高波浪・高潮による被害の発生又は発生の恐れのある場合
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の地震が発生した場合 ・津波警報（オオツナミ）が発令された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水による重大な被害が発生又は発生の恐れがある場合 ・道路に重大な被害が発生又は発生の恐れがある場合及び広域的に交通途絶又は通行規制の状況に至った場合 ・高波浪・高潮により施設に重大な被害が発生又は発生の恐れがある場合